議第133号 呉市過疎地域持続的発展計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市の過疎地域の持続的発展に関する施策について、過疎対策事業債等の財政措置を受けながら総合的かつ計画的に推進するため、市全体のまちづくりの計画である第5次呉市長期総合計画との整合を図りながら、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づき呉市過疎地域持続的発展計画(以下「本計画」といいます。)を作成するものです。

2 本計画の概要

(1) 対象区域

旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧豊浜町、旧豊町、旧倉橋町、旧音戸町及び旧川尻町の区域

(2) 基本方針 (計画の方向性)

ア 方向性

令和3年(2021年)3月に策定した第5次呉市長期総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた取組を推進することで、過疎地域の持続的発展に取り組みます。

【将来都市像】

- 1 質の高い生活が実現されるスマートシティ※1「くれ」
- 2 新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」
- 3 都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」
- 4 災害に屈しない強靱なまち「くれ」
- 5 SDGs^{※2}を通して豊かな未来を創る「くれ」

【令和12年度(2030年度)末における呉市の都市像】

誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」~イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる~

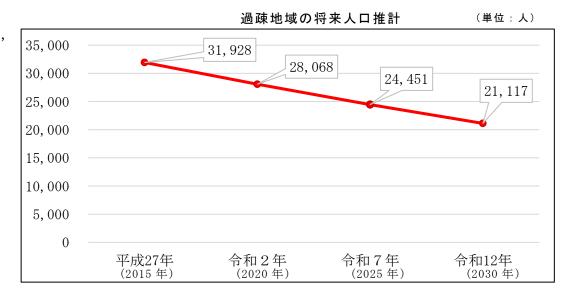
- %1 スマートシティ:都市や地域が抱える様々な課題に対して、AIなどの新技術を活用して計画、整備、管理・運営等のマネジメントが行われた持続可能な都市・地区
- ※2 SDGs:エス・ディー・ジーズ。Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。平成27年(2015年)9月の 国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)まで の国際目標

イ 基本的な施策

第5次呉市長期総合計画前期基本計画に掲げた八つの政策分野ごとに取り組む施策を実施することで,過疎地域の持続的発展に取り組みます。

(3) 基本目標

過疎地域の持続的発展のための基本目標として、本計画や第5次呉市長期総合計画等に基づく施策が一定の効果を発揮することを想定し、過疎地域の人口を令和7年(2025年)に2.4万人を維持することとします。



過疎地域の将来人口推計

(単	134	人)	,

	平成 27 年	令和2年	令和7年	令和 12 年
	(2015 年)	(2020年)	(2025年)	(2030 年)
過疎地域の 人口推計	31, 928	28,068	24, 451	21, 117

(4) 計画期間

令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで(5か年間)

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少が懸念される中、将来の人口規模、財政規模にふさわしい行政サービスを安全かつ継続的に提供していくため、呉市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の「量」と「質」の適正化を図ることとしており、この考え方と整合性を取りながら計画的・総合的なまちづくりを推進していきます。

(6) 過疎地域持続的発展施策区分と事業数

ア 事業区分内訳

区分	事業数	主な事業
1 移住・定住,地域間交流の促進,人材育成	5	・空き家の利活用・移住定住促進事業(全域)
		・農泊フォローアップ事業(下蒲刈町・倉橋町・音戸町地域)など
2 産業の振興	6 0	· 水産物供給基盤整備事業(倉橋町地域)
		· 港整備交付金事業(音戸町地域)
		・農業参入企業等支援事業(全域)など
3 地域における情報化	4	· 情報通信基盤整備助成事業 (全域)
		・ICT 施策推進事業(全域)など
4 交通施設の整備,交通手段の確保	1 7	· 森要垣内線道路改良事業 (川尻町地域)
		・生活交通確保事業(全域)など
5 生活環境の整備	1 5	・蒲刈火葬場改良事業(下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域)
		・消防自動車等更新事業(全域)など
6 子育て環境の確保,高齢者等の保健及び福祉	5	・公共交通利用支援事業(全域)
の向上及び増進		・安芸灘大橋通行料助成事業(下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域)
		など
7 医療の確保	3	・医療機器・施設等整備事業(下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域)
		・医師確保対策事業(下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域)など
8 教育の振興	8	· 小中学校空調設備整備事業 (全域)
		・通学支援事業(全域)など
9 集落の整備	1	・地域コミュニティ活動支援事業(全域)
10 地域文化の振興等	6	・若胡子屋復元事業(豊町地域)など
11 再生可能エネルギーの利用の促進	1	· 脱炭素社会推進事業 (全域)
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	3	・ゆめづくり地域協働プログラム(全域)など
計	1 2 8	

(7) 主な財政措置

ア 過疎対策事業債

本計画に基づいて実施される各種の事業の財源として、過疎対策事業債(充当率100パーセント,交付税措置率70パーセント)の発行が可能

イ 課税免除に伴う減収補填

本計画に記載された産業振興促進区域内で振興すべき業種として定められた業種の用に供する設備の取得等をした者について、呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年呉市条例第25号)に基づき当該設備に係る固定資産税を免除した場合、免除による減収額の75パーセントが普通交付税で補填

3 市民からの意見募集の結果

令和3年(2021年)8月26日(木)から令和3年(2021年)9月24日(金)まで(30日間)意見募集を行い、4人の方から8件の意見が提出されました。これらに対する市の考え方は次のとおりです。なお、意見のうち1件は、本計画に関するものではありませんでした。

意見の内容

●市道音戸高須線・本通線の整備及び無電柱化

市道音戸高須線・本通線は幅員が3メートル弱のところが多く,国道からの進入も難しく,非常に利便性の悪い道路となっている。

このため国道からの進入路(特に音戸高校下)などは、用地買収してでも拡幅をお願いしたい。その際生じた残地は、高齢者が国道を横断しなくてもすむように、ごみステーションを設置してもらいたい。

また、これから整備される下水道事業にあわせ、道路の無電柱 化を進めて、実質、幅員を拡幅してほしい。

道路沿いは家が建ち並んでいるところが多く,用地買収を全て 行うことは難しいと思われるので,道路が曲がっている部分等の 要所を重点的に拡幅してほしい。

市の考え方

呉市では安全で良好な住環境の形成を目的に,市道音戸高須線の一部と本通線の全線を,沿線の建物の建て替え等の際に,地権者の協力を得ながら随時道路を広げていく「狭あい道路整備事業」の対象路線に指定しています。

しかし, 建物の建て替えが進んでいないことや, 拡幅用地は寄付が 前提であることなどから, 道路の拡幅が進んでいません。

今後,見通しの悪い湾曲部や屈曲部などについては,地域の要望や整備効果などを踏まえ,合意形成を図りながら現道の拡幅を検討していきたいと考えています。

また,道路の無電柱化については,緊急輸送道路を優先的に進めており,当該路線での無電柱化は難しいと考えていますが,通行に障害となっている道路上の電柱においては,占用者との協議や地域住民との調整を行い,道路外への移設も含め位置の見直しを進め,地区内の安全性や利便性の向上に取り組んでいきたいと考えています。

なお、ごみステーションについては、道路の整備にかかわらず、ご み収集車が十分に転回でき、他の車両や歩行者等に支障が及ばない 車道に面した場所を地元に用意していただければ、設置を検討しま す。 呉市公共施設に関する個別施設計画によれば, 呉市音戸プールが令和7年度に廃止される予定であるが, 当該プールは隣接している音戸小学校のプールとしても使用していることから, 存続を希望する。

音戸小学校は、高須小学校、音戸小学校及び渡子小学校を統合した学校であり、そこからプールがなくなるのは、学校を統合し施設を集約した施策目的から外れていると思われ、教育の観点からも水泳の機会を失わせてしまう。

●移住者に選ばれる施策の推進

過疎地域における,最も深刻かつ重要な課題は人口減少対策だと考える。その対策としては,他地域から移住者を招致すること以外、方策は考えられない。

しかし,移住者にとって,移住先の候補地はほぼ無数であり, 呉(過疎地域)と類似した自然環境がある地域も多く,その中か ら選ばれる必要がある。

そのためにも、呉(過疎地域)の将来都市像に「呉だからできる、呉でなければできないポイント」をもっと具体的に盛り込むべきではないか。

それには箱ものや制度見直しなどに重点を置く旧来型手法と切り離して、もっと社会的関心を呉に呼び起こす施策や、住民パワーを喚起する住民ぐるみの協力体制等の構築を目指して、対話の場や講演会、セミナー等、色々な催し等の施策に目を向けるべきと考える。

本計画においては、趣味や生き甲斐の享受、ベンチャー起業家の力量が試せる土壌、都会と違う自然と人間環境、人情味があるコミュニティなど、移住者のニーズに特化した「夢と希望の持てる将来ビジョン」を共有することで、まちづくりに皆が参加できるような仕組みで、他地域との差別化を図ることを提案する。

市の考え方

呉市音戸プールは昭和45年に建設され、一般利用とともに音戸 小学校のプールとして使用してきました。

しかし,設備は著しく老朽化しており,設備改修を繰り返しながら施設を存続することは困難であることや,一般のスポーツ施設としての機能は,くらはし温水プールや呉市営プールで代替できるものと考え,令和7年度で「廃止」の方針としています。

なお、学校プールは、教育環境として必要な機能であると考えています。このため音戸小学校の児童がプールを利用できるよう、取り組んでいきたいと考えています。

過疎地域への移住者を増やすことについては、本計画12ページ、「1基本的事項」「(4)地域の持続的発展の基本方針」の【将来都市像】において、「3都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」」として、呉ならではの自然環境と都会と変わらない通信環境が融合して、島しょ部等に移り住む人が増えている未来を示しています。

その未来を実現するために、本計画17ページから始まる「2移住・定住、地域間交流の促進、人材育成」においては、「移住・定住促進事業」や「空き家の利活用促進」、「ワーケーション誘致事業」を、本計画19ページから始まる「3産業の振興」においては、「販路拡大推進事業」や「起業家支援プロジェクト」、本計画31ページから始まる「4地域の情報化」においては、「情報通信基盤整備助成事業」などに取り組むこととします。

頂いた御意見については,移住希望者に選ばれる呉市を目指して, 施策を考える上で参考にさせていただきます。 意見の内容

市の考え方

●呉市が一丸となった観光振興

人口減少に苦しむ過疎地域にあっては、現地の魅力や呉市の名声を全国に押し広める意味でも、観光振興を本計画推進の基幹に位置付けることは極めて適切であり、観光振興に当たっては、既存の観光関連団体が中心になって力量を発揮すべきと考える。

しかしながら,既存の観光関連団体は,互いに連携・協力し合う仕組みにはなっておらず,活動目的も本計画が示す目的と必ずしも一致していない。

観光関連団体の仕組みが改まらなければ有効に機能せず、観 光振興の推進にも非合理的であるが、長年定着した仕組みは何 かきっかけがなければ改まらない。

本件を機に、呉市役所や観光協会、既存のまちおこしや観光 ボランティアグループなどが一丸となって、対応できる連携協 力体制について、課題を提起すべきと考える。

呉市では、令和3年9月に呉市観光振興計画を策定し、まさにこれから地域全体で共通認識を持って観光産業の推進に取り組んでいこうとしているところであり、そのためには、市民・事業者・行政が役割と責任を担いながら互いの理解を深め、連携し、情報共有しながら地域全体で観光施策に取り組むことができる体制の構築が必要です。

既存団体等の活動目的や方針,取組等は大切にしていただきながら,呉市の目指す観光の考え方,方向性を共有し,情報発信などについて,既存団体等が新体制とも連動した取組を進めることにより,呉市全体として観光産業の推進を図っていきたいと考えています。

●住民の力によるまちづくりの推進

最近の観光急伸地では、団塊世代の退職者などが、観光やまちづくり活動に興味をもち、住民ぐるみでのボランティア活動や、斬新なアイデアを発案してメキメキ頭角を現わすケースが常態化している。住民パワーの活用は、観光振興に限らず他のあらゆる行政施策にも通じている。

特に,移住者を招致し,移住者が地域社会になじみ,住民と 共に快適に過ごすことが本計画では必須と考える。 本計画17ページから始まる「2移住・定住,地域間交流の促進,人材育成」において,地域デビュー応援講座や圏域まちづくり大学の開催など,「地域力向上のための人材育成事業」に取り組むこととしています。これは、令和2年3月に策定した「第4次呉市市民協働推進基本計画」に基づいて,「多様な主体の協働による自主的で自立したまち」に向けて行う各種事業や新たな担い手の育成,各地域のまちづくりを地域や行政が連携して支援していく取組と連動しているものです。

過疎地域のにぎわいづくり等のため、移住者や市外から受け入れた 地域おこし協力隊などの自発的に地域に関わろうとする多様な人材 の参画や育成をサポートすることにより、自主的で自立したまちづく りを過疎地域のみならず、呉市全体で進めていきたいと考えていま す。

なお,頂いた御意見を踏まえ,本計画17ページの「(2)その対策」の項目について,次のとおり下線部を追加します。

○市民協働による自主的で自立したまちづくりを進めるため、<u>移住者</u> <u>や関係人口を含め、</u>自発的に地域に関わろうとする多様な担い手の 参画や育成をサポートします。

●再生可能エネルギーの利用促進への事業の追加

本計画50ページに記載の12再生可能エネルギーの利用促進(3)計画に次の事業を追加することを提案する。

- 1 ごみ焼却施設の排熱利用計画の策定
- 2 水産業と競合しない潮汐力発電可能立地場所特定の検討
- 3 藻類利用の炭酸ガス固定産業団地の育成
- 4 遊休農地の斜面を活用した太陽光発電システム立地条件の調査

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、呉市でも、再生可能エネルギーの普及促進や低炭素型の都市・地域づくりなど脱炭素に向けた取組を推進することとしています。

今後は令和4年度に予定している「第3次呉市環境基本計画」の策 定に当たり、再生可能エネルギーの普及促進や脱炭素化の取組などに ついて検討していきます。

この計画において取り組むべき事項とされる事業等について,本計画においても,必要に応じて事業を追加していきたいと考えています。

●水産高校・大学の誘致と地域産業の活性化

本計画41ページから49ページに記載の教育の振興につ いて、次のとおり提案する。

広島県内には水産高校が皆無であり、次世代を担う人材や地 場産業基盤育成のため、公の県市立高校または私立大学(全寮 制)を誘致又は設立する。

理由は国税関調査によるとレモン、オリーブ輸入額は年2. 工製造団地を目指す。教育委員会や農林水産課や江田島市とも 連携して、そのための調査研究会を立ち上げる。

呉市の水産業の課題として、漁業者の高齢化や近年の急激な水産資 源の減少による漁業所得の低下, それによる離職者の増加などがある と認識しています。

これらの課題に対応するため、呉市では新規就業支援や新規養殖へ の取組支援、稚魚放流事業、藻場造成や魚礁整備など、ソフト・ハー ドの両面から取組を行い、漁業経営の安定化や新規就業者の確保に取 り組んでいるところです。また、今後は国内有数の産地である、牡蠣 3百億円程度に上る。このため特産カキと組み合わせた食品加↓の持続可能な生産体制の構築にも取り組み、水産業の振興を図ってい きたいと考えています。

> 農業では、レモンやオリーブなどフルーツの産地育成を推進するた め、農業協同組合や農業者団体と一体となり、「フルーツアイランド 事業」を実施し、農産物の生産量の増大とブランド化に取り組んでい るところです。

> さらに、農業参入企業への支援による企業誘致にも取り組んでお り、今後はスマート農水産業への支援や近隣市町との連携にも取り組 んでいきたいと考えています。

> これらの取り組みを着実に推進することで、地域産業の振興を図っ ていきたいと考えているため、現在のところ水産高校や大学の誘致、 食品加工製造団地の整備については検討していません。

4 行政報告以降に追加した事業について

本計画については、令和3年(2021年)8月23日に開かれた総務委員会において本計画の策定についての報告をしていますが、対象事業の再検討などに伴い、次の事業を追加しました。

事業区分	事業名	
2 産業の振興	· 農道保全対策事業(倉橋町地域)	ハード
	·水産物供給基盤整備事業(豊浜町地域)	"
	·水産物供給基盤整備事業(音戸町地域)	"
	・音戸観光文化会館うずしお整備事業(音戸町地域)	"
5 生活環境の整備	·消防団倉橋地区詰所等整備事業(倉橋町地域)	ハード
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉	・下蒲刈複合福祉施設改修事業(下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域)	ハード
の向上及び増進		
8 教育の振興	・大浦崎スポーツセンター整備事業(音戸町・倉橋町地域)	ハード
10 地域文化の振興等	·満 舟 寺石垣改修事業(豊町地域)	ハード
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	・地域パートナーシップ支援事業(仮称)(全域)	ソフト